保護者の皆様へ

令和８年１１月現在

ICT機器はこれからの時代の
必須ツールの１つマル！



©HISHIMARU TAKEDA

山梨県教育委員会では、県立学校の

生徒１人１台パソコン（BYOD※1）を活用した新たな学びを推進しています

今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でＩＣＴの活用が日常のものとなっており、これからの時代を生きる子どもたちにとって、パソコンやタブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶ必須ツールであり、情報活用能力をはじめ、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げるために必要不可欠なものとなっています。

文部科学省のGIGAスクール構想※2により、小中学校だけでなく高等学校・特別支援学校でも、児童生徒１人１台端末（パソコン・タブレット端末）を活用した授業が行われています。

山梨県教育委員会では、これからの社会で活躍できる生徒を育てるため、県立学校の**令和９年度入学生には各家庭で端末をご用意いただき**、学校の授業をはじめ、校外や家庭でも自由に端末を活用して学習ができる生徒１人１台端末の環境づくりを進めて参りますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

※１「ＢＹＯＤ」：Bring Your Own Deviceの略。生徒が個人（家庭）で所有する端末を学校の授業等で使用すること。

※２「GIGAスクール構想」：ＩＣＴの特性を生かした効果的な学習を推進し、次世代で活躍する人材を育てようとする取組のこと。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.htm（文部科学省）

県立学校では１人１台端末の活用により次のような学習を行っています

都留高等学校（地学基礎）



BYOD端末を使って、教科書の紙面の内容をより広げて学習しています。学校周辺の地形など、身近な題材を通して学びを深めています。

甲府昭和高等学校（家庭基礎）



アプリPadletを使い、各自の意見を交流します。教室内の全員の投稿を瞬時に見られるので、１時間の授業でより自分の考えを深められます。

富士河口湖高等学校（英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ）



生徒各自が考えや意見をBYOD端末に入力し、その内容を相互参照することで「対話的な学び」を実践しています。

甲府支援学校（保健）



WordやExcelを用いてワークシートを作成したり、インターネットで調べ学習をしたりするのに役立っています。アプリWhiteboardを用いて生徒同士で自由に意見交換することができています。

令和6年度(現高3生)･7年度(現高2生)･8年度(現高１生)入学生が使用している端末の状況

- ◆ 高等学校･ろう学校･桃花台学園･特別支援学校高等部の一部の生徒：WindowsOS端末
- ◆ 特別支援学校高等部（ろう学校、桃花台学園を除く）：iPadOS端末

１人１台端末導入についてのQ&A

Q　端末は自分で用意するのですか。

各ご家庭で県教育委員会が示す仕様を満たしたキーボード付き端末をご用意していただきます。なお、県教育委員会では市場より安価に購入できるECサイトを紹介する予定です。ECサイトについての案内スケジュール（予定）は次の通りです。

・令和９年２月中　端末機種の参照モデルや販売価格等を県教育委員会HPに公表
・令和９年３月中　各校の合格者説明会で、端末購入方法及び購入支援策等を説明



©HISHIMARU TAKEDA

Q　いつまでに端末を用意しなければなりませんか。

端末は各学校で準備整い次第、授業で活用していきます。入学にあわせて端末のご準備をお願いします。

Q　すでに所有している端末を学校に持ち込むことはできますか。

県教育委員会が示す仕様（スペック）を満たす端末であれば利用できます。仕様（スペック）については、２月中に県のホームページに掲載するとともに、中学校を通じてお知らせします。

Q　端末を家族で共有利用したり、個人的にSNSやゲームアプリをダウンロードしたりして使用してもかまいませんか。

共有利用はご家族のファイル等が第三者に見られてしまう等の危険があるとともに、各端末に導入する管理ツールにより、インターネットのフィルタリングをするため、その**端末からは学習用とは判断されない一部サイト（ゲーム、SNS等）にアクセスできなくなります。**端末は生徒専用・学習専用にしていただくことをお勧めします。

Q　経済的な事情で端末を購入することができない場合はどうすればいいですか。

経済的に余裕のないご家庭に対する支援策があります。県教育委員会ホームページ等でお知らせしてまいります。
令和８年度入学生（現高校１年生）向けの内容はこちらのＱＲコードからご確認下さい

Q　端末は学校の中だけで使うのですか。

生徒は原則として端末を毎日自宅に持ち帰ります。端末を持ち帰ることで、家庭で課題を受け取ったり、提出したりできます。また、教員の授業動画を用いて予習・復習を行うことができます。臨時休業等の際には、自宅でオンライン学習や教員との面談を行うこともできます。

Q　学校で充電することはできますか？

生徒は原則として端末を毎日持ち帰りますので、各ご家庭で充電をお願いします。

Q　家庭での通信料は誰が負担するのですか。

各ご家庭での負担となります（学校内でのWi-Fi通信料は県が負担します）。今後ご家庭での活用が増えることも考えられるので、Wi-Fiなどの安定した通信環境の整備にご協力をお願いします。

お問い合わせ先
山梨県教育委員会 教育庁総務課 教育企画室 教育政策担当
TEL：０５５－２２３－１７５０　Mail：kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp
HP：https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku-kikaku/ictkyouiku.html